

令和 5 年 第 4 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 5 年 4 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

# 令和5年第4回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年4月20日(水) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一  
3 番 松ノ木 睦 男  
4 番 新 田 善 男  
5 番 舩 澤 誠 一  
6 番 細 川 仁  
7 番 堂 屋 剛  
8 番 木 村 正 美  
10 番 八丁野 よし子  
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 藤 村 博 志  
雫 石 福 崎 公 博  
雫 石 徳 田 雅 博  
御 所 吉 田 光 彦  
御 所 米 澤 晃  
御 所 川 口 英 敏  
御 所 細 川 健 一  
西 山 高 橋 浩 之  
西 山 柿 木 一 明  
西 山 松 本 光 正  
西 山 山 田 裕 明  
御明神 南 野 久 晃  
御明神 木 村 久 雄  
御明神 夷 森 和 人  
御明神 砂 壁 純 也  
御明神 伊 藤 庄 一

4 欠席した委員

推進委員 2番 山本 長栄 9番 山崎 忍

5 議案

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 第3号 農地の現状変更に関する届出について
- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 第3号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 太田 弘幸、主任 四ツ家 広衣、主任 高橋 真澄美

開会時刻 午後 14 時 00 分

議 長 只今から令和 5 年第 4 回雫石町農業委員会総会を開会します。  
本日の出席議員は農業委員 9 名、推進委員 16 名、計 25 名です。  
雫石町農業委員会規則第 11 条の規定により、在任委員の過半数に達して  
おりますので、本総会は成立します。  
会務の報告を、事務局からお願いします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局から報告が終わりましたが、確認したい事などはございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。  
それでは、本日の議事に入ります。  
本件は、会議録署名人と、書記の指名について雫石町農業委員会規則第  
13 条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には 11 番、坂下千枝子委員、3 番、松ノ  
木睦男委員、書記には事務局の高橋主任、四ツ家主任を指名します。  
次に、報告第 1 号から第 3 号を行います。事務局の説明を求めます。

太田局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告第 1 号から第 3 号をおわります。  
次に議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可  
否決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第 1 号について説明します。  
《番号 1 議案朗読》  
申請事由は、譲受人が規模を拡大することから売買に至ったものです。  
売買総額は 1, 000, 000 円です。  
《番号 2 議案朗読》

申請事由は、譲渡人の要望により譲受人に贈与するものです。

《番号3 議案朗読》

申請事由は、譲受人が新規就農する事から売買するものです。

《番号4 議案朗読》

申請事由は、譲受人が、新規就農する事から売買するものです。

以上4件について、10ページから11ページに添付しました調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明をおわります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に番号1と番号2の現地確認報告を5番舛澤委員にお願いします。

5番 舛澤委員

報告いたします。

4月14日、私、高橋推進委員、伊藤推進委員、の5班3名と事務局で現地を確認して来ました。

それでは番号1について、ご報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の25ページのとおり牧草地であり、昨年までの借受人が売買後も引き続き牧草を作付けする計画であることから、問題ないと思われます。

次に番号2について報告いたします。

参考資料29ページのとおり、適切に管理されており、贈与後も引き続き水稻を作付けする計画であることから、問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長

次に番号3と、番号4の現地確認報告を伊藤推進委員にお願いします。

伊藤推進委員

番号3について、報告いたします。

本件は、コテージ村の宅地付き農地の売買になりますが、購入者の〇〇さんは隣接する〇〇に住宅を新築し、今回購入する農地で野菜を栽培する計画であり問題ないものと思われます。

次に番号4について報告いたします。

参考資料の37ページのとおり適切に管理されており、売買後は野菜を栽培する計画であり問題ないものと思われます。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員

3番のコテージ村の宅地付き農地の売買について、購入予定の〇〇さんの現住所が〇〇になっているが、コテージ村に住居を移すのか説明願ひ

ます。

四ツ家主任 3条許可がでた場合、農地と宅地の購入をしてから1年かけて移住予定  
ということですか。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。  
ただ今の議案について、原案を可とすることに賛成の方は挙手願いま  
す。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第2号農用地利用集積計画に対する意見、決定についてを議  
題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第2号について説明いたします。

《番号1～9 議案朗読》

次に、一括方式について説明いたします。

こちらの議案は農地中間管理機構たる公益社団法人岩手県農業公社が  
出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得するの  
と同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で  
行うものです。

次に、売買による所有権移転について説明いたします。

本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た  
していると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。  
ただ今の議案について、原案を可とすることに賛成の方は挙手願いま  
す。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定しました。  
次に、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 議案第3号について説明いたします。  
《番号1 議案朗読》  
非農地の事由は、〇〇年頃より県道から民有地への乗り入れに公衆用道路、宅地と一体的に利用し、現在に至っております。  
なお現地は、敷砂利されている状態でした。  
《番号2 議案朗読》  
いずれの案件も非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することは問題ないと考えます。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を高橋推進委員にお願いいたします。

高橋推進委員 番号1について報告いたします。  
申請地を確認してきましたが、参考資料の41ページのとおり現地は砂利が敷かれ、県道から宅地への進入路として使用されている状況でした。  
番号2について報告いたします。  
参考資料の45ページのとおり現地は舗装され、宅地への進入路として使用されている状況でした。  
いずれの案件も現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断して来ましたが、皆様のご審議をお願いします。  
以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 無ければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第3号は原案の通り決定いたしました。

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻

午後2時40分

以上が令和5年4月20日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議及び、結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和5年4月20日開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 3 番

---

1 1 番

---